

令和4年5月18日

# 令和3年度事業報告書

公益財団法人神奈川県交通安全協会  
(神奈川県交通安全活動推進センター)

## 令和 3 年度神奈川県交通安全協会事業報告

公益財団法人神奈川県交通安全協会（以下「県交通安全協会」という）は、設立目的である「交通事故のない安全で安心な地域社会の実現」を目指し、関係機関・団体及び地区交通安全協会と連携し、地域に根ざした各種交通安全活動を積極的に推進しているところである。

令和 3 年度は、「令和 3 年度神奈川県交通安全協会事業計画」に基づき、県内の交通事故情勢を踏まえ、更に交通事故の発生及び死者数を減少させるため、県や県警察の指導を受けながら地区交通安全協会、関係機関・団体と連携を図り、

- ① 子どもと高齢者を交通事故から守る各種活動の推進
- ② 自転車の交通事故防止と安全利用の推進
- ③ 二輪車の交通事故防止に資する各種活動の推進
- ④ 飲酒運転等悪質運転・危険運転を根絶する活動の推進

の 4 点を交通安全活動の重点課題に位置づけ、交通安全思想の普及・啓発活動を推進するとともに、講習関係事業等の各事業を着実に推進した。

「令和 3 年度神奈川県交通安全協会事業計画」に基づき、各種交通安全活動を実施した結果、昨年の県内の交通事故は、発生件数 21,660 件、（+1,030 件）、負傷者数 25,062 人（+1,158 人）で、前年より増加したものの、いずれも平成以降 2 番目に少ない結果となりました。また、交通事故死者数は 142 人（+2 人）と前年より 2 人増加したものの、統計が残る昭和 23 年以降 4 番目に少ない結果となりました。しかしながら、第 11 次神奈川県交通安全計画で掲げた「年間の 24 時間死者数 130 人以下」の目標を上回り、死者数は、全国でワースト一位という結果となりました。

県交通安全協会が令和 3 年度中に行った公益事業等の概況は、次のとおりである。

### 1 交通安全思想の普及・啓発活動事業

歩行者、自転車利用者、自動車運転者等交通社会に関わる県民一人ひとりに交通安全思想の普及・浸透を図るため、その根幹となる「交通ルールを守る」という社会全体の規範意識の向上に資する次の事業を推進した。

- (1) 令和 3 年度神奈川県交通安全県民運動への積極的参加

神奈川県交通安全対策協議会が主唱する交通安全県民運動を計画的かつ効果的に推進した。

#### ア 年間運動

##### (ア) 交通安全ひとこえ運動

県交通安全対策協議会が主唱する「交通安全ひとこえ運動」に呼応して、各季の交通安全運動、各種キャンペーン等の街頭活動時には、交通安全意識を高めるため、交通安全の「ひとこえ」を積極的に掛け合い、同運動を効果的に推進した。

##### (イ) 自転車マナーアップ運動

自転車の交通事故を防止するため、積極的な広報を行うとともに、街頭指導・キャンペーン、自転車教室を開催するなど、自転車利用者のマナーアップと交通安全意識の高揚を図った。特に、5月の「九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間」には、懸垂幕「自転車も乗れば車の仲間入り」を県交通安全協会会館玄関に掲揚するなど、自転車マナーアップ運動の効果的な啓蒙の推進に努めた。

また、自転車シミュレーターを年間1回貸し出したほか、自転車の安全利用を内容とするDVDの貸出しを行うなど自転車安全教育の充実を図った。

##### (ウ) 高齢者交通事故防止運動

県民の高齢化に伴い、高齢者の交通事故が年々増加していることから、54の地区交通安全協会において高齢者を対象とした交通安全講習、各種キャンペーン等を33回実施し、818人に対し、高齢者の夜間歩行、自転車利用時の安全確保等について指導を行い、高齢者交通事故防止運動を効果的に推進した。

##### (エ) 二輪車交通事故防止運動

多発する二輪車事故を防止するため、県警察及び神奈川県二輪車普及安全協会の二輪車安全運転指導員の協力を得て、県警察運転免許センターや各地区において、二輪車安全運転講習「グッドライダーミーティング」等を66回実施、1,564人に対し講習を行った。

##### (オ) 暴走族追放運動

県警察、地区交通安全協会と協力し、高等学校において暴走族の実態や危険性についての講演を実施するなど、暴走族追放の気運

の高揚を図った。

(カ) 違法駐車追放運動

放置自転車や放置バイク等を防止するため、関係機関と連携を密にし、自治体の回覧板による運動の周知を図るとともに、ポスター等の掲示による広報啓発活動を実施した。

(キ) 飲酒運転根絶運動

飲酒運転による交通事故が後を絶たないことから、更なる飲酒運転根絶気運の醸成を図るため、県、県警察、各地区交通安全協会と協力して、街頭指導・キャンペーンを実施したほか、ハンドルキーパー運動の普及拡大を中心とした飲酒運転根絶運動を展開した。

イ 各季の運動

(ア) 春の全国交通安全運動（4月6日(火)～4月15日(木)）

a 期間中の交通安全資器材貸出し

- クイックアーム 1回
- 自転車シミュレーター 1回
- ミニ白バイ 1回

b 期間中の各地区交通安全協会への支援

- 新入学児童向け ABC ファイル 85,000 枚
- 「ゼロの日」ティッシュ 50,000 個

c 県下の活動

- 街頭指導 615回 9,484人参加
- 広報車による広報 354回 755人参加
- 交通安全パトロール 63回 270人参加
- 街頭キャンペーン 74回 1,881人参加
- こどもの交通安全教室 43回 3,486人参加
- 高齢者の交通安全教室 5回 125人参加

(イ) 夏の交通事故防止運動（7月11日(日)～20日(火)）

a 期間中の交通安全資器材貸出し

- エアバッグ 1回
- クイックアーム 2回
- 自転車シミュレーター 1回
- 信号機一式 1回

b 県下の活動

○ 街頭指導	210 回	4,115 人参加
○ 広報車による広報	230 回	456 人参加
○ 交通安全パトロール	35 回	227 人参加
○ 街頭キャンペーン	45 回	915 人参加
○ こどもの交通安全教室	16 回	1,809 人参加
○ 高齢者の交通安全教室	4 回	161 人参加
○ 自転車の安全な乗り方教室	17 回	2,234 人参加
○ 自転車の街頭点検	4 回	454 人参加

(ウ) 秋の全国交通安全運動（9月21日(火)～30日(木)）

a 期間中の交通安全資器材貸出し

○ クイックアーム	1 回
○ クイックステップ	1 回
○ 信号機一式	1 回
○ ミニ白バイ	1 回
○ 点灯君	2 回
○ シミュレーター	3 回

b 県下の交通安全活動

○ 街頭指導	720 回	8,887 人参加
○ 広報車による広報	340 回	852 人参加
○ 交通安全パトロール	38 回	188 人参加
○ 街頭キャンペーン	52 回	976 人参加
○ こどもの交通安全教室	6 回	224 人参加
○ 高齢者の交通安全教室	4 回	52 人参加
○ 自転車の安全な乗り方教室	7 回	219 人参加
○ 自転車の街頭点検	7 回	145 人参加

(エ) 年末の交通事故防止運動（12月11日(土)～20日(月)）

a 期間中の交通安全資器材貸出し

なし

b 県下の交通安全活動

○ 街頭指導	465 回	7,671 人参加
○ 広報車による広報	325 回	667 人参加
○ 交通安全パトロール	48 回	277 人参加

○ 街頭キャンペーン	69回	1,822人参加
○ こどもの交通安全教室	8回	1,275人参加
○ 高齢者の交通安全教室	4回	156人参加
○ 自転車の安全な乗り方教室	7回	934人参加
○ 自転車の街頭点検	2回	440人参加

#### ウ 交通事故死ゼロを目指す日

春、秋の全国交通安全運動期間中の4月10日（土）、9月30日（木）の両日、地区交通安全協会の主催するキャンペーンにおいて

○ ポケットティッシュ 54地区 100,000個を配布するなど広報・啓発活動を行った。

#### エ 「交通安全の日」の取組

毎月1日の「県民交通安全の日」、及び15日の「高齢者交通安全の日」においては、交通指導員、地域交通安全活動推進委員等が街頭において、交通安全広報及び交通安全指導を行った。

#### オ 特別対策等

##### (ア) 交通事故防止特別対策

県内の交通死亡事故等の発生実態を踏まえて、特別対策に対応した活動を実施した。

##### (イ) 自転車交通事故防止対策

自転車利用者のルール違反による交通死亡事故も発生していることから、自転車利用者の交通安全意識を高めるため、積極的な広報啓発活動を展開した。

また、県内の自転車事故の発生実態を踏まえて実施する「自転車交通事故多発地域の指定」に対応した交通安全活動を実施するとともに、自転車保険加入の促進に努めた。

##### (ウ) 高齢者交通事故防止対策

県内の交通事故発生件数に占める、高齢者が被害者となる事故の割合が高いため、特に高齢歩行者の交通安全意識を高めるよう積極的な広報啓発活動を展開するとともに、「高齢者交通事故多発地域の指定」に対応した交通安全活動を強化した。また、高齢運転者や、その家族に対し運転免許証の自主返納制度の周知を図った。

##### (エ) 飲酒運転根絶対策

飲酒運転を根絶するため、家庭、職場、地域が一体となり、ハン

ドルキーパー運動を推奨するなどのキャンペーンを実施し、飲酒運転を「しない、させない、ゆるさない」運動を展開し、飲酒運転を許さない社会づくりを推進した。

カ 交通安全コンクール「セーフティ・チャレンジ・かながわ」への協賛

協賛金支援と実行委員会に職員を派遣したほか、県交通安全協会職員が交通安全コンクールに参加した。

## (2) 交通安全に関する広報・啓発事業の推進

交通安全県民運動における地区交通安全協会の広報車等による地域の実情に即した広報の推進、県交通安全協会機関誌「かながわの交通」を年間12回(50,400部)作成し配布した。また、県警察監修による交通安全カレンダー(1,000部)の作成・配布、県交通安全協会ホームページにより交通事故発生状況や各季の安全運動を中心とした活動状況の広報を行った。

このほか、県内の交通事故情勢を踏まえ、重点課題について交通安全思想の普及・啓発活動事業等を推進した。

ア 子どもと高齢者の交通事故防止

(ア) 子どもの道路交通における安全を確保するため、通学路等における見守り活動に対する支援を強化した。

(イ) 子どもの安全・安心を確保する広報・啓発活動を積極的に推進した。

(ウ) 高齢者の加齢による身体特性の変化についての自覚を促すとともに、交通安全意識の高揚を図る広報、免許自主返納の呼びかけなどの広報・啓発活動を推進した。

(エ) 歩行中に被害に遭わないために、反射材等の普及促進を積極的に推進した。

また、今後、更に増加が懸念される高齢者の交通事故を抑止するため、高齢者の行動実態や交通事故の発生実態を踏まえ、反射材等の啓発グッズ18,665個を地区交通安全協会に配布するなど、反射材等の普及促進を始めとした広報・啓発活動を積極的に推進した。

○ マナーちゃん袋	16,200 個
○ ハンドプレート	1,100 本
○ 特注のぼり旗	165 枚

○ 反射材・キーホルダー等 1,200 個

イ 自転車の交通事故防止と安全利用の促進

- (ア) 自転車利用者の交通安全意識の高揚による交通ルールの遵守、マナーアップの向上を図った。
- (イ) 歩道通行時における交通ルールや、スマートフォン等の操作や画面を注視しながらの乗車、イヤホンを使用して必要な音が聞こえない状態での乗車の危険性の周知徹底を図った。
- (ウ) 乗車ヘルメットの着用について、あらゆる機会を通じ広報・啓発活動を積極的に推進した。
- (エ) T Sマーク制度の普及や損害賠償責任保険への加入、反射材の着想を促進した。特に、自転車事故多発地域では、広報活動など、重点的な取組を強力に推進した。

○ T Sマーク交付枚数 44,270 枚(赤色 26,260 枚、青色 18,010 枚)

ウ 二輪車の交通事故防止

- (ア) 二輪車事故の割合が高いことを踏まえ、通勤・通学、業務、行楽等での二輪車利用者に対する安全運転の広報・啓発活動を行う。
- (イ) 二輪車安全運動県大会、二輪車安全運転講習などへの積極的参加を促し、交通事故の発生実態やヘルメットの正しい着用、プロテクター、エアバッグジャケットの着用効果などについて広報・啓発活動を積極的に推進した。

エ 横断歩行者保護対策

- (ア) 横断歩行者保護意識の高揚と定着を図るため広報・啓発活動を積極的に推進した。
- (イ) 歩行者の横断歩道横断時における保護誘導活動に対する支援を強化した。

オ ハンドルキーパー運動の推進

- (ア) 飲酒運転を根絶するため、飲食店などで、飲酒しない人を運転者として確保することにより、飲酒運転を防止するという「ハンドルキーパー運動」を広く県民に周知し、参加を呼びかける広報・啓発活動を推進した。
- (イ) 企業等の安全運転講習に飲酒運転事故の悲惨さを訴える視聴覚教材を貸し出し、飲酒運転根絶の気運を高めた。



## カ シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の促進

全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底を図るため「シートベルト、エアバッグ衝撃体感装置」を活用した体験教室の開催や、街頭キャンペーン等を積極的に支援した。

## キ 薄暮時間帯及び夜間における交通事故防止

(ア) 薄暮時間帯及び夜間においては、歩行者が被害者となる交通事故を防止するため、歩行者に対する反射材の着用の促進を図った。

(イ) 運転者に対する前照灯の早めの点灯やハイビームの活用について、広報・啓発活動を推進した。

## (3) 交通安全に関する教育事業の推進

子どもと高齢者の交通事故防止及び自転車、二輪車の安全意識の高揚を図るため、次の活動を推進した。

### ア 子どもに対する交通安全教育等と講習会の支援

年齢に応じて段階的に子どもたちに交通ルールの遵守と交通マナーの必要性を理解させるとともに、子どもの交通事故を防止するため、街頭における保護誘導活動の展開、幼稚園、小学校における体験型交通安全教室、保護者が子どもに交通安全を理解させることができるよう、保護者を対象とした交通安全講習会等を支援した。

○ 講習会等は、34 地区で 263 回開催し、延べ 34,033 人が参加した。

### イ 高齢者に対する交通安全指導と講習会の支援

高齢者の交通事故を防止するため、地域交通安全活動推進委員等と連携して、高齢者交通事故多発地域に対する街頭活動や広報活動を強力に展開した。また、夜間の交通事故防止に効果が認められる反射材活用の奨励や、地域の実情に即した参加・体験型の交通安全講習会等を支援した。

○ 講習会等は、15 地区で 33 回開催し、延べ 818 人が参加した。

### ウ 自転車安全教育の推進

自転車安全教育推進委員会を開催するなど、関係機関・団体との連携を強化して自転車による交通事故防止を図るとともに、次の安全教育活動を積極的に推進した。

#### (ア) 自転車安全教育指導者の育成

県警察と連携して、自転車安全教育指導者を育成するための講習

会等を開催した。

(イ) チリリン・スクール（自転車安全教室）の積極的開催

警察署、自転車安全教育指導員等と連携して、自転車利用者の交通ルールの遵守とマナーの向上を図り、自転車の安全利用を促進する自転車安全教育を推進した。

○ チリリン・スクール	305 回	36,238 人参加
○ 交通安全講話	696 回	93,003 人参加
○ 小冊子「自転車安全教室」	14,100 冊	

(ウ) 自転車大会の開催中止

第 51 回交通安全こども自転車神奈川県大会を開催し、交通ルールの浸透を図る予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大のため中止した。

エ 二輪車安全教育の推進

二輪車安全運転推進委員会を開催するなど、関係機関・団体との連携を強化して二輪車による交通事故防止を図るとともに、次の安全教育活動を積極的に推進した。

(ア) 二輪車安全運転指導員の育成

二輪車に関する知識・技能を有する指導員を養成し、二輪車運転者に対する交通安全教育を推進した。

(イ) 二輪車大会の開催

第 51 回二輪車安全運転神奈川県大会を開催し、二輪車の安全運転意識の高揚を図った。

(ウ) 二輪車安全運転技能の向上

原付免許取得者を対象にした技能講習（241 回、6,199 人参加）を行ったほか、警察主催の「二輪車安全運転講習」（8 回、210 人参加）及び、県二輪車普及安全協会主催の「グッドライダーミーティング」（2 回、36 人参加）の開催を支援した。

オ 交通安全資器材の充実と活用促進

(ア) 新たな交通安全資器材を購入する等、資器材の充実を図った。

a 自転車シミュレーターの活用

自転車シミュレーター 4 台を効果的に運用し、特に自転車交通事故多発地域の地区交通安全協会、行政機関、学校等に計 7 回貸し出した。

b 飲酒体験ゴーグル等の活用

飲酒運転の根絶を図るための地区交通安全協会のキャンペーン、企業の安全指導等に「飲酒体験ゴーグル」18回貸し出した。

c シートベルトエアバッグ衝撃体感装置の活用

シートベルト着用の定着化を図るための地区交通安全協会のイベント等に「シートベルトエアバッグ衝撃体感装置」を2回貸し出した。

d DVDの活用

交通安全教育用DVD108本を備えるとともに県警察本部、警察署、地区交通安全協会、企業、学校等に計88回貸し出した。

e その他の資器材の活用

上記のほか、自転車、自転車大会用器材、信号機セット、視野診断計、ミニ白バイ、着ぐるみ等を貸し出した。

(イ) 新たな交通安全資器材の導入

令和3年度の導入はなかった。

(4) 交通指導員事業の運営

交通指導員事業は、地域において交通ボランティア活動の中核をなす交通指導員の活動をより効果的なものとするため、各地区交通安全協会と密接な連携を図り、交通事故実態等交通情勢情報や資器材の提供を行うなど、次のとおり推進した。

ア 各季の交通安全運動、交通安全日をはじめとする地域の交通安全活動等において、所轄警察署と連携した交通ボランティアの中核としての活動を展開した。

イ 警察の指導を得て研修会や代表者会議を開催するなど、交通指導員のレベルアップを図る効果的な組織運営を推進した。

ウ 交通指導員の士気高揚を図るための諸施策を推進した。

(5) 交通安全功労者及び優良運転者の表彰

交知道徳の普及、高揚と交通事故の防止に資することを目的として、交通安全のために顕著な功労のあった団体、個人及び無事故運転を行い、他の模範となっている優良運転者に対し、次の表彰を行った。

- 警察庁長官・全日本交通安全協会会長連名表彰 金章7名銀章32名
- 全日本交通安全協会会長表彰 銅章218名
- 関東管区警察局長・関交連会長連盟表彰 56名8団体

- 県警察本部長・県交通安全協会会長連名表彰 218 名
- 県交通安全協会会長表彰 379 名 19 団体
- (6) 地区交通安全協会に対する連絡調整及び協力支援
  - ア 交通安全諸活動に対する支援
 

地区交通安全協会が実施する各種の交通安全活動に使用する交通安全資器材の貸出しを行った。

    - 交通教室用信号機セット 10 回
    - 視野診断計 1 回
    - ミニ白バイ 4 回
  - イ 交通安全啓発活動の支援
 

ポスター、チラシの配布、広報資料頒布等の支援を行った。
  - ウ 地区交通安全協会の運営に関する連携・調整
 

地区安全協会と連携を密にして県警察、関係団体・機関との調整を図った。
- (7) 交通安全対策に関する調査及び研究
  - ア 県及び県警察と連携した交通事故分析の実施と活用
 

交通事故日報、月別交通事故統計資料等をもとに交通事故原因の分析、調査、研究を行い各種交通安全対策に反映させた。
  - イ 外部機関・団体開催の研修会等への参加
 

研修会で得た交通安全に関する情報については、日常実施される講習や各種会合に活用した。

## 2 交通安全講習事業

運転者の資質の向上と交通事故防止に寄与するため、職員のレベルアップを図り、リアルタイムな交通事故発生状況等交通情勢情報・資料の提供を行うなど、充実した講習事業を推進した。

### (1) 更新時講習

神奈川県公安委員会からの受託事業で、70 歳未満の運転免許証の更新者に対する講習

- 講習受講者数 1,075,945 人（前年度比 8,006 人増）

### (2) 停止処分者講習

停止処分者（停止期間：短期・中期・長期）に対する講習

- 講習受講者数 10,318 人（前年度比 291 人増）

(3) 違反者講習

軽微な違反行為等をして累積点数が6点になった者に対する講習

○ 違反者講習受講者数 8,236人 (前年度比 2,234人増)

(4) 警察署優良運転者講習

更新日までに継続して免許(仮免許を除く)を受けている期間が5年以上、かつ、過去5年間無事故・無違反の者に対する講習

○ 講習受講者数 515,604人 (前年度比 7,562人増)

(5) 原付講習

原付免許を取得しようとする者に、原付の安全操作・走行方法等必要な知識を習得させるための講習

○ 講習受講者数 6,199人 (前年度比 683人減)

(6) 免許証更新通知、高齢者講習通知、違反者講習通知、認知機能検査通知、臨時認知機能検査通知及び臨時高齢者講習通知業務

神奈川県公安委員会からの受託業務で行う通知業務

○ 免許証更新通知	1,328,447件	(前年度比	7,749件増)
○ 高齢者講習通知	202,783件	(前年度比	8,414件増)
○ 違反者講習通知	9,087件	(前年度比	1,823件増)
○ 認知機能検査通知	142,733件	(前年度比	14,060件増)
○ 臨時認知機能検査通知	18,364件	(前年度比	2,870件増)
○ 臨時高齢者講習通知	1,653件	(前年度比	372件増)
計	1,703,067件	(前年度比	35,288件増)

3 交通円滑化等支援事業

道路における交通の安全と円滑を確保するため、県交通安全活動推進センターの活動として、次の事業を行った。

(1) 道路使用許可等に係る道路若しくは交通状況に関する調査

48,662件(前年度比 2,393件減)の調査を実施した。

(2) 地域交通安全活動推進委員に対する研修、支援等

地域交通安全活動推進委員(1,152人)に対し地区別研修 117回、キャンペーン等の支援を43回実施した。

(3) 交通事故相談活動

交通事故相談・違反等に関する相談 65件を受理し対応した。

#### 4 免許関係事務等事業

免許取得者等の利便を図るため、免許関係事務等を次のとおり推進した。

##### (1) 総合案内業務

免許センターに来場する多様な利用者への場内案内を行った。

##### (2) 免許証交付業務

新免許取得者及び免許更新者に対し、試験会場において免許証を交付した。

##### (3) 免許証郵送業務

更新免許証及び運転免許経歴証明書の郵送希望者に対する住所地への迅速な郵送事業を地区交通安全協会の協力を得て実施した。令和3年度中の取扱件数は118,418件であった。

##### (4) 交通安全関連物品の販売促進

交通安全情報誌、初心者運転標識等の交通安全活動に資する物品の紹介及び販売を行った。

#### 5 貸車、コース練習事業

運転免許技能試験及び各種実技法定講習等に必要な車両を保有し、適切に維持管理して、試験・講習業務の効率的な運営に資するほか、免許取得者や免許試験を受験しようとする者に車両を貸与するなど、試験コースにおける練習者の利便に供する事業を効率的に推進した。

#### 6 自動車運転免許会員の入会勧奨活動の推進

運転免許証取得者に対し、交通安全諸活動に対する関心と理解、協力を求めるために、免許会員勧奨活動を積極的に実施した。

なお、運転免許センターにおける令和3年度中の入会者は次のとおりである。

○ 新規免許取得者	17,577 人
○ 免許更新者	1,244 人